



HEART COMMUNICATION



高田総合会計事務所 事務所通信

2015年 夏季号

〒602-8048 京都市上京区西大路町 137-3

TEL 075-451-7766 FAX 075-432-2127

URL <http://www.takadakaikei.co.jp>

E-mail info@takadakaikei.co.jp

副所長の一言

拝啓

向暑の候、皆様におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素より格別なご高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、2015年も早くも半年が過ぎました。

今年の上半期も様々な出来事がございました。イスラム国の脅威や世界的な天変地異など、非常に恐ろしいニュースが多くあったと記憶しております。日本国内でも、例年以上に地震が発生し、また複数の火山噴火など災害が多く起こり、改めて災害大国であることを感じました。下半期は平穏な半年になることを望んでやみません。

私自身の上半期の思い出は、久々に映画を観に行ってきたことです。

『うみ やま あひだ』という、伊勢神宮の式年遷宮を10年間追い続けたドキュメンタリー映画を観に行きました。監督は、写真家の宮澤正明さんです。京都での上映は、確定申告期間に重なるように2週間程度の短いロードショーだったので、申告明けの平日最終回を1人で観に行きました。

伊勢神宮で約1,300年にわたり続けられている、20年に一度の式年遷宮。古い社殿の隣に全く同じ様式の新しい社殿を建て、神様にお遷りいただくこの大祭は、気の遠くなるような歳月を超えて守り継がれている世界でも珍しい神事です。2013年に行われた「第62回式年遷宮」を、10年にわたって様々な視点から追い続けられたこの作品は、日本の素晴らしさを改めて感じさせてくれ、また日本人であることを誇りに思わせてくれる作品でした。

1,000年ずっと、森と生きてきた日本人。1,000年後に、あなたは何を残しますか。そういう問いかけに、脈々と受け継がれてきた日本の伝統と、自身の家系の伝統を改めて考えずにはいられません。念頭所感でも申した通り、本年の弊社のスローガンは『5年後の自分を見据えた仕事をしよう！』です。1,000年先の時代は読めませんが、日本の伝統・文化を後世に残すことはできます。

自分自身に与えられた使命をしっかりと認識し、目先のことだけではなく、5年後、10年後を見据えた経営や人生を送る決意をいたしました。



高田総合会計事務所
副所長 高田 直浩

会計・税務の「？」にお答えします。

教えて！タカダくん



タカダくん

あきんどくん

今回のテーマ：空き家

タカダ : あきんどくん どうしたんだい なにか悩みごとでもあるのかい？

あきんど : いやあ、町内会長になっちゃってさ、それはいいんだけど町内の世帯の在籍簿をつくってたら空き家になってる家が10軒もあったんだ。かなり老朽化してて、管理もされていないし町費ももらえないから困ってるんだよ。

タカダ : なるほど。住んでた人が亡くなったり転居したりして空き家になって、売ろうと思っても売れないし、貸そうとすると改装費がかかるから手入れもしないでほったらかしになってる家が増えているらしいよ。全国での空き家の数は820万戸もあるっていうからね。

あきんど :すごい数だね。でも住環境が悪くなるからなんとかしてほしいな。

タカダ : 5月26日に空き家対策の推進に関する特別措置法っていう法律が完全施行されて、適切な管理がされていない空き家が防災や衛生、景観などに悪影響を及ぼしてるからなんとかしようという方向に動き出したんだよ。

あきんど : やったー！！ 国もたまにはいいことするね。

タカダ : まあまあ落ち着いて。具体的には市区町村の職員がそういう空き家を調査して所有者を特定したり意向を確認するところから始めて、空き家の中でも倒壊の危険があったり、衛生上有害なものや、適切な管理がされてなくて著しく景観を損なっているものなど、そのままにしておけないものを「特定空家等」というシレッと貼るんだよ。

あきんど : 家は人の出入りがないとすぐに傷むからね。「特定空家等」になったらどうなるの？

タカダ : 以前話したと思うけど(26年春号掲載)、固定資産税や都市計画税の課税にあたって住宅の敷地に利用されている土地は6分の1~3分の1に軽減されているんだけど「特定空家等」になると、その軽減措置が受けられなくなるんだ。その他に市町村長は所有者に対して取り壊しや、修繕、植木の伐採などの措置をとるように命令することができるんだ。所有者が対応しないと行政代執行をすることもできるんだよ。

あきんど : へーすごいね。でも所有者にも色々事情があるだろうから穏便にすめばいいね。

タカダ : さすが、あきんど会長人間ができてるね。今までの話はいわゆる「飴と鞭」の鞭の制度だけど、京都市では空き家の活用や流通を支援する飴としての制度があるよ。

あきんど : それはどんな制度なの？

タカダ : 2種類あるんだけど、ひとつは活用と流通促進タイプと言って一年以上居住者や利用者がない空き家を活用・流通させようとする場合、改修工事や家財の撤去費用の一部を補助してくれる。もうひとつは特定目的活用支援タイプと言って空き家をまちづくり活動拠点例えば町内会の活動拠点や学生や留学生の住まい等の特定目的のために活用する場合も改修費用や家財の撤去費用の一部を補助してくれるんだよ。

あきんど : へーなるほど、積極的に活用していく場合は所有者にとってはデメリットばかりじゃないってことだね。

タカダ : そうだよ。

あきんど : じゃ早速今度の役員会で諮ってみるよ。いいこと聞いたな、さすがタカダくん。

タカダ : 京都市には「都市計画局まち再生・創造推進室(空き家担当)」075-222-3503があるから一度相談してみたら。

免税店(輸出物品販売場) 制度が改正されました

ビジネスチャンス到来!
外国人旅行客を取り込んで
売上アップ!



免税店制度の改正により、免税店に登録する事業者が倍以上に増加しています!

円安の影響で訪日外国人は史上最高を記録しました。

免税店とは…外国人旅行者などの非居住者に対して特定の物品を一定の方法で販売する場合に消費税を免除して販売できる店舗のことです。

改正の ポイント

食品類、飲料類、薬品類、化粧品類の販売が対象に加わりました。
(同一店舗で1日の購入金額が5千円超50万円までの買物が対象です)



外国人であっても日本国内に勤務している者や入国後6ヶ月以上経過した者は非居住者には該当しません。

改正の ポイント

免税店の経営者が保存する書類にパスポートが追加されました。
(複数店舗を有する同一の免税店で1日に100万円超の購入をした外国人
が対象です)

改正の ポイント

購入記録票等の様式が弾力化され、記載事項も簡素化されました。
(法令の様式でなくても必要事項の記載があれば任意の様式でOKです)

- 上記の改正により、免税店経営のハードルが低くなりました。
- 海外からの旅行者にとって免税店かどうかは買物をする際の判断基準の一つです。
- 新規顧客の開拓により売り上げの増加が見込めます。
- 免税店を開業しようとする事業者は事前に所轄の税務署に届出を提出し、税務署長の許可を受ける必要があります。

高田総合会計事務所は免税店開設のお手伝いをさせていただきます。





話題沸騰！プレミアム商品券

地方創生と緊急経済対策を兼ねた交付金を基に 1700 超の自治体で「プレミアム商品券」の発行が本格化しています。

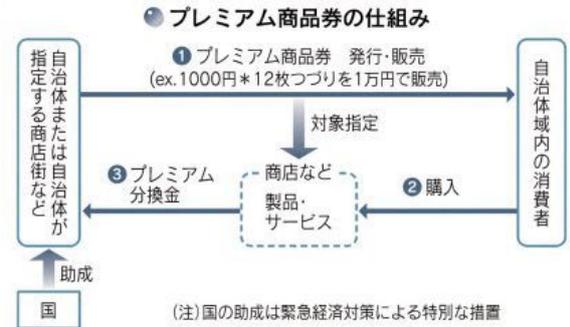
既に発売済みの自治体ではいずれも売れ行きが好調とのことで、各地域での経済活性化に期待大！京都市においては 7 月上旬に発行される「プレミアム商品券」について解説いたします。

【プレミアム商品券とは？】

額面よりも安く購入出来る商品券のこと。

京都市の場合、1万2千円分の商品券が1万円で購入出来ます。上乗せされた金額(プレミアム)の2千円は自治体の補助金で負担します。

京都市においては子育て世帯の支援として、18歳未満の子どもがいる世帯に対し、子ども1人につき1枚の「購入引換・割引券」(2千円)が送付されます。子ども2人の場合は4千円の割引となり、6千円で1万2千円分の商品券が購入出来ます。



【どこで使えるの？利用期限は？】

商品の購入だけでなく、飲食店や理容・美容業などのサービス業での利用も可能です。有効期間は 7 月 17 日～10 月 12 日です。

【商品券利用可能店になるには？】

「募集要項」(京都市プレミアム商品券サイト)に同意の上、取扱店登録申請書に必要事項を記入し、郵送・ファックス・インターネットのいずれかで申請します。

*京都市の場合、京都市内において、事業所、店舗等を有する事業者であることが参加資格です。

小売業以外の業種においても、個人の消費者に対して、直接商品を販売したり、サービス等を提供する事業者は対象となります。6月末現在で飲食店・美容院・ホテルなど様々な業種 5,000 件以上の店舗が登録されており、さらに増えることが予想されます。この機会に利用可能店登録を検討されてはいかがでしょうか？

法人役員の登記についてのお知らせ

監査役の権限確認チャート

★会社法の一部改正(平成 27 年 5 月 1 日施行)により、監査役は監査の範囲を会計に関するものに限定する定めがある会社は、その旨について登記事項に追加することとなりました。

この登記は、平成 27 年 5 月 1 日以後、最初にする監査役の就任・再任又は退任に関する登記と同時にします。

この場合に必要となる登録免許税は、監査役の就任又は退任に関する登記と合わせて 3 万円(資本金が 1 億円以下の会社については 1 万円)です。

添付書類は、定款又は当該定款の定めの設定を決議した株主総会議事録です。

★平成 27 年 2 月より、役員登記(取締役・監査役等の就任、代表取締役の辞任)の申請の際、本人確認証明書が必要となりました。(再任の場合は不要です)

